名称　美保関港東防波堤灯台
位置
所在地　島根県美保関港（東防波堤外端）
北緯　三五―三三―三四
東経　一三三―一八―三四
変更した事項
名称　美保関港沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県美保関港（沖防波堤外端）
北緯　三五―三三―二九
東経　一三三―一八―三二
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・一メートル
変更年月日　平成二十三年十月三十一日

名称　山川港鵜瀬灯標
位置
所在地　鹿児島県山川港（山川港番所鼻灯台の東北東方約九八〇メートル）
北緯　三一―一二―四五
東経　一三〇―三八―四七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年十月三十一日

○海上保安庁告示第二百七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小水無瀬島灯台
位置
所在地　山口県大島郡周防大島町（小水無瀬島）
北緯　三三―四六―三九
東経　一三二―二三―三一
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事I灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一キロメートル）
北緯　三四―〇二―四四
東経　一三一―四四―〇一
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事J灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一・二キロメートル）
北緯　三四―〇二―五三
東経　一三一―四三―五一
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事K灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西方約一・一キロメートル）
北緯　三四―〇三―〇二
東経　一三一―四三―五五
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事L灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西北西方約九一〇メートル）
北緯　三四―〇三―〇七
東経　一三一―四四―〇二
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事M灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西北西方約一キロメートル）
北緯　三四―〇三―一一
東経　一三一―四三―五八
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事N灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の北西方約九四〇メートル）
北緯　三四―〇三―一七
東経　一三一―四四―〇五
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　徳山下松港N―七埋立工事O灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の北西方約七七〇メートル）
北緯　三四―〇三―一七
東経　一三一―四四―一四
変更した事項
記事　中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所管理
変更年月日　平成二十三年十一月一日

名称　鷲崎港東防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（鷲崎港東防波堤外端）
北緯　三八―一八―五二
東経　一三八―三一―〇五
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十一月一日

○海上保安庁告示第二百七十二号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鳥取港第三防波堤標示灯
位置
所在地　鳥取県鳥取港（第三防波堤外端）
北緯　三五―三二―四五
東経　一三四―一一―〇六
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度二七カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで四・五メートル
点灯年月日　平成二十三年十一月二日
記事　鳥取県鳥取港湾事務所管理

○海上保安庁告示第二百七十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　田子島灯台
位置
所在地　静岡県賀茂郡西伊豆町（田子島）
北緯　三四―四八―三七
東経　一三八―四四―四二
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで三一メートル
変更年月日　平成二十三年十一月二日